

請求の範囲

- [請求項1] ZnO 、 Al_2O_3 及び SiO_2 の三成分を含有し、
前記三成分の含有量は、それぞれ、前記三成分の含有量の合計を基準として、 ZnO ：17～43モル%、 Al_2O_3 ：9～20モル%、 SiO_2 ：48～63モル%である、粉末。
- [請求項2] 平均円形度が0.60以上である、請求項1に記載の粉末。
- [請求項3] 前記粉末全量基準で、結晶相として β -石英固溶体を50質量%以上含有する、請求項1又は2に記載の粉末。
- [請求項4] Li 、 Na 及び K の含有量が、前記粉末全量基準で、それぞれ100質量ppm未満である、請求項1～3のいずれか一項に記載の粉末。
- [請求項5] ガラス中又は樹脂中に配合されて使用される、請求項1～4のいずれか一項に記載の粉末。
- [請求項6] 請求項1～4のいずれか一項に記載の粉末である第一の粉末と、前記第一の粉末とは異なる第二の粉末と、を含有する混合粉末。
- [請求項7] 前記第二の粉末の平均円形度が0.80以上である、請求項6に記載の混合粉末。
- [請求項8] 前記第一の粉末の含有量が、前記混合粉末全量基準で、10体積%以上である、請求項6又は7に記載の混合粉末。
- [請求項9] 前記第二の粉末が、シリカの粉末又はアルミナの粉末である、請求項6～8のいずれか一項に記載の混合粉末。
- [請求項10] ガラス中又は樹脂中に配合されて使用される、請求項6～9のいずれか一項に記載の混合粉末。